



厚生労働省
徳島労働局



Press Release

徳島労働局発表
平成27年10月22日

【照会先】

徳島労働局雇用均等室

室長 佐藤 真理子

地方短時間労働指導官 森 恵子

(電話) 088(652)2718

報道関係者各位

中国・四国初の「プラチナくるみん」誕生！

－ 10月27日に認定通知書交付式を行います －

徳島労働局（局長 飯野弘仁）は、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定（通称：「プラチナくるみん認定」）企業として、株式会社松本コンサルタント（徳島市、代表取締役 松本祐一）を認定しました。「プラチナくるみん認定」企業は、中国・四国では初となります。

「プラチナくるみん認定」制度は、平成27年4月1日に創設され、すでに「子育てサポート企業」として「くるみん認定」を受けた企業のうち、より高い水準の仕事と育児の両立支援の取組を行った企業が認定を受けることができます。

また、徳島労働局管内の「くるみん認定」企業は、9月末現在で42社で、認定率では全国第1位となっています。

徳島労働局では、急速に進行する少子化に歯止めをかけるため、今後も県内の子育てサポート企業が増加するよう、あらゆる機会を通じて「くるみん」及び「プラチナくるみん」の周知を図り、次世代育成支援の機運の醸成を図っていくこととしています。

◆ プラチナくるみん認定企業 ◆

株式会社松本コンサルタント

業種：建設コンサルタント業

労働者数：184人



★ 認定通知書交付式 ★

日時：平成27年10月27日（火）14：40～

会場：徳島労働局4階会議室（徳島市徳島町城内6番地6）

※定例局長記者会見終了後に行います。

取材に当たり、事前申し込みは不要です。

株式会社松本コンサルタントの行動計画の内容と取組

所在地：徳島市
業種：建設コンサルタント業
労働者数：184人（男性155人、女性29人）

- 1 行動計画の期間
平成25年5月1日～平成27年9月30日までの 2年5か月
- 2 行動計画の目標
 - ① 計画期間内に男性社員の育児休業取得者を1人以上とする。
 - ② 妊娠中や出産後の女性社員のための相談窓口を設置する。
- 3 目標に対する取組結果
 - ① 男性社員9名が育児休業を取得した。
 - ② 平成27年7月に、社員の仕事と家庭の両立を支援するための相談窓口を総務部に設置した。
- 4 計画期間中の育児休業取得状況
 - ・男性社員・・・配偶者が出産した11名のうち9名が育児休業を取得
 - ・女性社員・・・2名が育児休業を取得
- 5 その他の特例認定基準達成状況
 - (1) 小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（特例認定基準7）
小学校就学の始期に達するまでの子を対象とする育児短時間勤務制度
 - (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（特例認定基準8）
 - ① 所定外労働の削減のための措置
「ノー残業デー」を実施している。
前年度同期間における一人当たりの平均所定外労働時間と比較し、32.7%の削減を達成。
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
お盆の時期の取得を促進するため、ポスターを作成・掲示し呼びかけている。
 - ③ その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
「女性の活躍推進及び能力発揮に向けた職場風土の改革に関する管理職研修」を実施。
 - (3) 出産した女性労働者の継続就業率（特例認定基準9） 100%
 - (4) 女性労働者の就業継続、能力向上、キャリア形成の支援のための措置（特例認定基準10）
「女性の活躍推進及び能力発揮に向けた職場風土の改革に関する管理職研修」の実施計画を策定し、平成27年度は9月に管理職研修を実施した。



■ プラチナくるみん認定とは

- くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の特例認定を受けることができます。
- プラチナくるみん認定を受けるためには、事前にくるみん認定を受けている必要があります。
- プラチナくるみんマークは、特例認定企業の希望により、12色から選ぶことができます。
- 特例認定企業は、行動計画の策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について、毎年少なくとも1回、下記の事項を公表する必要があります。



特例認定マーク
(愛称：プラチナくるみん)

- ① 男女従業員の育児休業等取得率
- ② 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者のための短時間勤務等の措置の内容
- ③ 所定外労働の削減のための措置内容等
- ④ 女性従業員の出産前後の継続就業率
- ⑤ 女性従業員が就業を継続し、活躍できるよう、能力の向上などの支援のための取組にかかる計画の内容とその実施状況

★ プラチナくるみん認定のメリット ★

- ★ プラチナくるみん認定を受けると、くるみん認定と同じように、プラチナくるみんマークを商品、広告、求人広告などにつけることができ、子育てサポート企業であることのPR効果がさらに高まります。
- ★ その結果、企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。
- ★ 次世代育成支援対策に資する資産（事業所内保育施設、授乳コーナー、女性用休憩室等）について、行動計画にその導入を目標として掲げ、当該計画期間内に導入し、当該行動計画についてプラチナくるみん認定を受けた場合、当該次世代育成支援対策資産について、税制上の割増償却を受けることができます。
 - 建物及び建物附属設備・・・15%
 - 車両・運搬具及び器具・備品・・・12%

徳島県におけるくるみん認定企業(平成27年9月末現在)

企業数	認定年	企業名	企業規模(人)	業種
1	2008・13・15	株式会社大塚製薬工場	301～	製造業
2	2009・11・14	西精工株式会社	101～300	製造業
3	2010・15	株式会社阿波銀行	301～	金融業
4	2010	医療法人尽心会亀井病院	～100	医療・福祉
5	2010	株式会社言語理解研究所	～100	情報通信業
6	2011	有限会社ラック	～100	卸売・小売業
7	2011	有限会社スマイル	～100	卸売・小売業
8	2012	医療法人凌雲会	101～300	医療・福祉
9	2012	株式会社アプロサイエンス	～100	製造業
10	2012・15	大塚テクノ株式会社	301～	製造業
11	2012	株式会社ネオビエント	～100	サービス業
12	2012	三笠電機株式会社	～100	建設業
13	2012	医療法人きたじま倚山会	301～	医療・福祉
14	2012	株式会社松島組	～100	建設業
15	2012	医療法人青志会	101～300	医療・福祉
16	2012	株式会社オプトピア	～100	情報通信業
17	2013	阿南信用金庫	～100	金融業
18	2013	徳島健康生活協同組合	301～	医療・福祉
19	2013	株式会社テクノモバイル	～100	情報通信業
20	2013	公益社団法人徳島県労働者福祉協議会	～100	サービス業
21	2013	四国建設コンサルタント株式会社	101～300	サービス業
22	2013	徳島トヨベツト株式会社	101～300	卸売・小売業
23	2013	株式会社松本コンサルタント	101～300	サービス業
24	2013	有限会社真商事	～100	医療・福祉
25	2013	社会福祉法人飛鳥	～100	医療・福祉
26	2013	中央電気建設株式会社	～100	建設業
27	2013	株式会社フェイス	～100	サービス業
28	2014	山菱電機株式会社	101～300	製造業
29	2014	医療法人芳越会	101～300	医療・福祉
30	2014	株式会社ボン・アーム	～100	卸売・小売業
31	2014	生活協同組合とくしま生協	301～	卸売・小売業
32	2014	株式会社北島建設	～100	建設業
33	2014	医療法人青鳳会	301～	医療・福祉
34	2014	株式会社林自動車	～100	卸売・小売業
35	2015	社会福祉法人勝寿会	101～300	医療・福祉
36	2015	協業組合徳島印刷センター	～100	製造業
37	2015	医療法人聖心会	101～300	医療・福祉
38	2015	株式会社徳島銀行	301～	金融業
39	2015	株式会社河野メリクロン	～100	農業、林業
40	2015	港産業株式会社	101～300	卸売・小売業
41	2015	医療法人悠穰会	101～300	医療・福祉
42	2015	税理士法人めぐみ会計	～100	専門技術

(添付資料)

- 1 くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準・認定マークが決定しました！
- 2 次世代育成支援対策資産の導入を目標として掲げ、くるみん認定・プラチナくるみん認定を取得すると、税制優遇（くるみん税制）が受けられます！！